

令和8年度SDG s アクション推進プロジェクト業務委託 企画提案募集要項

企業、団体、市町村等による県民を巻き込んだSDG s の活動を支援し、県民によるSDG s の実践的な取組を県全体へ広げていくため、「SDG s アクション推進プロジェクト」を開始する。

この令和8年度SDG s アクション推進プロジェクト業務（以下「本業務」という。）の受託者を選定するために、本業務に係る企画提案を下記のとおり募集する。

記

- 1 委託事業名
令和8年度SDG s アクション推進プロジェクト業務
- 2 委託業務内容
別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 提案上限額
5,335千円（消費税及び地方消費税を含む）
※ 本業務の予定価格は予算額の範囲内で別途設定する。
- 5 参加資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
 - (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(5) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者でないこと。

(6) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

6 スケジュール

公告（募集開始）	令和8年5月22日（金）
質問事項の受付	5月27日（水）17時
質問事項の回答	5月29日（金）17時
企画提案競技参加申込書提出期限	6月2日（火）17時
企画提案書提出期限	6月5日（金）17時
審査委員会（企画提案プレゼン）	6月10日（水）、6月11日（木） のいずれかで実施予定 ただし、都合により日時を変更する場合がある。
選考結果通知	6月15日（月）以降

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件企画提案競技に係る質問について、以下のとおり受け付ける。

質問方法：募集要項等に関する質問書（様式第1号）に記入の上、「15 問い合わせ先」まで電子メールで提出すること。

電子メール送信時には、トラブル防止のため到達確認を電話で行うこと。また、電子メールの表題は『【企業名・質問】令和8年度SDGsアクション推進プロジェクト業務委託』とすること。

受付期間：令和8年5月27日（水）17時まで

イ 質問への回答

質問への回答は令和8年5月29日（金）17時までに県ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加申込書の提出

本件企画提案競技への参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加申込書を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案競技参加申込書（様式第2号）

(イ) 企画提案参加資格に関する誓約書（様式第3号）

イ 提出期限

令和8年6月2日（火）17時まで

ウ 提出方法・提出先

電子メールで「15 問い合わせ先」まで提出すること。

電子メール送信時には、トラブル防止のため到達確認を電話で行うこと。

なお、電子メールの表題は『【企業名・参加申込書】令和8年度SDGsアクション推進プロジェクト業務委託』とすること。

(3) 企画提案書の提出等

企画提案書の提出は、以下により行うものとする。

ア 提出書類

仕様書を参照の上、「8 企画提案書」に示す書類一式を提出すること。

イ 提出期限

令和8年6月5日（金）17時まで必達

ウ 提出方法

電子メールにより提出すること。

ファイル容量が10MBを超えるものは、埼玉県の業務システムの都合により受信することができないため、容量を超える場合は送信方法についてあらかじめ協議すること。

エ 提出先

「15 問い合わせ先」まで提出すること。

電子メール送信時には、トラブル防止のため到達確認を電話で行うこと。

電子メールの表題は『【企業名・企画提案書】令和8年度SDGsアクション推進プロジェクト業務委託』とすること。

オ その他

企画提案は、1者につき1提案とすること。複数の提案は認めない。

また、企画提案書提出後は、内容の変更は認めない。

8 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

様式は任意とするが、「(4) 添付書類」以外はA4版横組みで作成すること。

電子データはMicrosoft Office形式又はPDF形式とすること。

(1) 表紙

表紙の表題は「令和8年度SDGsアクション推進プロジェクト業務委託 企画提案書」として、提案者の企業名を明示すること。

(2) 目次

(3) 提案内容等

仕様書に定められた各項目について、具体的に提案内容を記載すること。

(4) 添付書類

ア 本業務委託料の見積書

様式は任意とするが、項目や単価、所在地、社名、代表者名を明示したうえで、宛名を「埼玉県知事 大野元裕」宛で作成すること。なお、代表者印の押印は不要とする。

イ 提案者の概要が記載された資料

様式は任意とする。再委託等の提案を行う場合は、再委託先の概要が記載された資料も同様に添付すること。

ウ 再委託先の役割（再委託を行う場合）

様式は任意とするが、本業務における再委託先の役割を明示すること。

9 契約先候補の選定方法

(1) 審査方法

契約先候補者の選定に当たっては、県が設置する「令和8年度SDGsアクション推進プロジェクト業務委託契約候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書及びその他提出書類並びにプレゼンテーションの内容に基づき、選定委員会が提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を契約先候補者として選定する。プレゼンテーションは、提出した書類のみを使用するものとする。

ただし、応募者多数の場合には事務局が書類で1次審査を行い、1次審査を通過した者（3者程度）がプレゼンテーションを行うものとする。

なお、企画提案書を提出した者が1者のときは、選定委員会において書類による審査を行い、本業務の契約先として適当であると認めた場合には、当該企画提案書等を提出した者を契約先候補者として選定することとし、プレゼンテーションは行わない場合がある。

(2) 審査項目

評価に当たっては、別紙「令和8年度SDGsアクション推進プロジェクト業務委託企画提案 評価項目」により審査するものとする。

10 契約先候補の選定結果通知

審査の結果は、企画提案書を提出したすべての者に対して、令和8年6月15日（月）以降に電子メールで通知する。

11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。なお、事業遂行の必要がある場合は、県と契約先候補者双方の協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

また、契約先候補者との協議が不調となり、契約先候補者から辞退届（様式任意）の提出があった場合は、総合点が次に高かった者と改めて協議の上、契約先候補者とすることがある。

このほか、「14 その他留意事項」に記載した事由が企画提案書提出後に判明した場合は、契約先候補者の同意を得ずに失格とみなし、総合点が次に高かった者と改めて協議を行い契約先候補者とする場合がある。

12 選定結果の公表

選定結果は個別に通知するとともに、埼玉県ホームページに掲載する。

なお、公文書開示請求があった場合は、請求内容に応じて法令の定める範囲内で企画提案書等の情報開示を行う場合がある。

13 契約保証金

- (1) 「11 契約の相手方の決定方法」により県と契約の合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第 81 条第 1 項の規定により契約締結の日までに契約保証金（契約金額の 100 分の 1 以上）を納付すること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 81 条第 2 項に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

14 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込は無効とする。この場合において当該企画提案に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 他者の提案内容を模写するなど、他者の権利を侵害すると認められるもの。
- ウ 資格審査の結果、参加資格が無いと認められるもの。
- エ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- オ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。
- キ 企画提案競技参加申込書等に代表者の記名がないもの。
- ク 予定価格を超える金額で見積書を提出したもの。

- ケ 見積金額を訂正した見積書を提出したもの。
- コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。
- サ その他提案を採用することが不相当であると認められるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、県の判断により当該企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合においては当該企画提案に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 本業務の提案に係るすべての費用は提案者の負担とする。
- イ 提出されたすべての書類については返却しない。
- ウ 採用された企画提案内容に係る著作権等の権利関係について疑義が生じた場合は、県と提案者が別途協議する。

15 問い合わせ先

埼玉県 企画財政部 計画調整課 総括・SDGs推進担当

住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-5-1（埼玉県庁本庁舎2階）

電話：048-830-2133（直通）

メールアドレス：a2130-06@pref.saitama.lg.jp